

粕屋町ふるさとづくり寄附金返礼品提供事業者募集要項

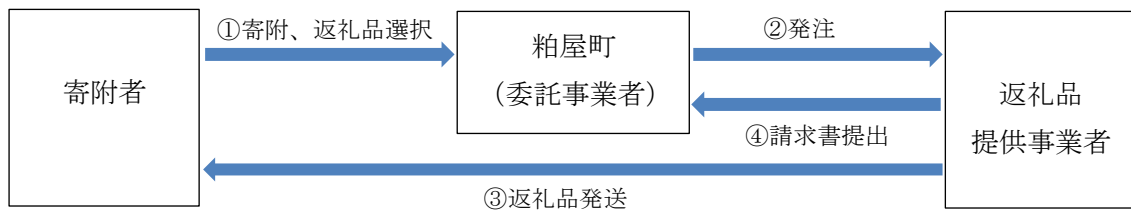
1 目的

ふるさと納税制度による粕屋町（以下「町」という。）への寄附促進と本町の魅力や地域特産品のPR、並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- 町の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて、WEBサイトから希望する返礼品を自由に選択できます。提供いただく物品等が粕屋町ふるさとづくり寄附金の返礼品として認められた場合は、WEBサイトを通じて広く紹介します。
- 円滑な返礼品の手配、寄附者データの適正管理、問い合わせ対応について、効率的な運営に万全を期すため、返礼品の取扱業務全般を代行する取りまとめ事業者（以下「委託事業者」という。）に業務を委託します。

（事業イメージ図）



○返礼品の発注や代金の支払いは、委託事業者を介して行います。

3 返礼品提供事業者の要件

（1）返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。ただし、要件を満たしている場合であっても、町が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、返礼品提供事業者として承認しないことがあります。

ア 原則として町内に本社、支社、事業所、工場等がある法人、団体、個人事業者であること。

イ 各種法令等を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供を行っていること。

ウ 町税のほか、国税、県税等の滞納がないこと。

エ 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと。

オ 電子メールの送受信及びWEB閲覧が可能なインターネット環境を有しており、町及び委託事業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

（2）（1）の規定によらず、町長が特に必要と認めたものについては、返礼品提供事業者として承認する場合があります。

4 返礼品等の要件

(1) 返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。ただし、要件を満たしている場合であっても、町が返礼品として適当でないと認めた場合は、返礼品として承認しないことがあります。

ア 令和元年6月からのふるさと納税に係る指定制度において、総務省が定める基準を満たしていること。（5ページ参考）

イ 町の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ返礼品であること。

ウ 品質及び数量において、安定供給ができるものであること。ただし、期間限定や数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。

エ 返礼品提供事業者が自己又は自己の名をもって生産又は販売しているものであること。

オ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品到着後、少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

カ 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）でないこと。

キ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）でないこと。

ク 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法などの関係法規を遵守しているものであること。

ケ 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ・町内及び町施設内にてサービスが提供されること。
- ・町内の地域資源を利用していること。
- ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
- ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
- ・安全性の配慮に努めること。

コ 委託事業者が指定する宅配業者により配送が可能な商品等であること。

サ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

(2) (1)の規定によらず、町長が特に認めたものについては、返礼品として承認する場合があります。

5 返礼品の価格

- (1) 返礼品提供事業者は、提供する返礼品の価格（梱包代金、消費税を含む。）を設定し、その価格をもとに町が寄附金額を設定します。
- (2) 町は返礼品の価格に加え、送料の実費を負担します。
- (3) 返礼品の価格（梱包代金、消費税を含む。）、送料等の経費は寄附額の半額以下とし、返礼品を進呈する寄附金額は1万円以上とします。

6 返礼品提供事業者としての効果

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名等が掲載され、返礼品等及び事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシを同封することで、自社商品等販売促進、PRを図ることができます。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

7 募集期間

随時、受け付けます。

8 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、粕屋町協働のまちづくり課に持参又は郵送で提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

- (1) 粕屋町ふるさとづくり寄附金返礼品提供事業者登録申請書（別記様式）
- (2) 事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）
- (3) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする場合）

9 返礼品提供事業者及び返礼品の審査

本要項3及び4の要件に基づき、申請内容を総合的に判断し、審査します。返礼品提供事業者及び返礼品として承認された場合は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載するために、別途、委託事業者に必要な書類を提出いただく必要があります。

10 返礼品の内容変更等

返礼品提供事業者及び返礼品として承認された後に、事業者情報若しくは返礼品の内容変更又は承認の辞退をする場合は、速やかに町と委託事業者に報告してください。

なお、内容変更又は承認の辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とします。

1 1 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

町は、承認された返礼品提供事業者又は返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、承認を取り消すことがあります。

- ア 本要項3又は4に定める要件を満たさなくなつたと認める場合
- イ 提出書類に虚偽があつた場合
- ウ 町に損害を及ぼす行為があつた場合

1 2 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、粕屋町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

1 3 その他の留意事項

- (1) 返礼品提供事業者あたりの返礼品の数を制限する場合があります。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送遅延、販売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに町及び委託事業者に報告してください。
- (3) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があつた場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに町及び委託事業者に報告してください。なお、品質等に関する保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。
- (4) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があつた場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

地場産品基準（総務省告示第百七十九号抜粋）

以下のいずれかに該当すること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。